

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 病院に、病院長を置く。</p> <p>2 病院長は、<u>医学部</u>又は病院の専任の教授をもつて充てる。</p> <p>3 病院長は、病院の院務を掌理する。</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>第3条 病院に、次の診療科を置く。</p> <p>内科 外科 眼科 産科婦人科 小児科 皮膚科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 整形外科 精神科神経科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科 脳神経外科 形成外科 <u>核医学科</u> 心臓血管外科 呼吸器外科</p> <p>第4条 診療科に、科長及び副科長を置く。</p> <p>2 科長は、<u>医学部</u>の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、<u>医学部</u>又は病院の助教授又は講師をもつて充てることができる。</p> <p>3 科長は、診療科の業務をつかさどる。</p> <p>4 副科長は、<u>医学部</u>又は病院の助教授又は講師をもつて充てる。</p> <p>5 副科長は、科長の職務を助ける。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 前条の部に部長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>2 部長及びセンター長(探索医療センター長を除く。)は、<u>医学部</u>又は病院の専任の教授をもつて充てる。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 } (略)</p> <p>6 副部長及び副センター長は、<u>医学部</u>又は病院の助教授又は講師をもつて充てる。</p> <p>7 副部長及び副センター長は、部長又はセンター長の職務を助ける。</p> <p>第7条 診療科に、外来医長及び病棟医長を置く。</p>	<p>第1条 } (同 左)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 病院長は、<u>医学研究科</u>又は病院の専任の教授をもつて充てる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>第2条の2 } (同 左)</p> <p>第3条 病院に、次の診療科を置く。</p> <p>内科 外科 眼科 産科婦人科 小児科 皮膚科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 整形外科 精神科神経科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科 脳神経外科 形成外科</p> <p>心臓血管外科 呼吸器外科</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 科長は、<u>医学研究科</u>又は<u>医学部</u>の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、<u>医学研究科</u>、<u>医学部</u>又は病院の助教授又は講師をもつて充てることができる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 副科長は、<u>医学研究科</u>、<u>医学部</u>又は病院の助教授又は講師をもつて充てる。</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2 部長及びセンター長(探索医療センター長を除く。)は、<u>医学研究科</u>、<u>医学部</u>又は病院の専任の教授をもつて充てる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 副部長及び副センター長は、<u>医学研究科</u>、<u>医学部</u>又は病院の助教授又は講師をもつて充てる。</p> <p>7 } (同 左)</p> <p>第7条 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 外来医長及び病棟医長は、医学部又は病院の講師をもつて充てる。ただし、やむを得ない事情があるときは、病院の助手をもつて充てることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第11条 薬剤部に、薬剤部長及び副薬剤部長4名を置く。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 副薬剤部長は、1名は医学部又は病院の助教授又は講師をもつて、他の3名は技術職員をもつて充てる。</p> <p>5 副薬剤部長は、薬剤部長の職務を助ける。</p> <p>第12条 病院に、小児予防接種治療室を置く。</p> <p>2 前項の室に、主任を置く。</p> <p>3 主任は、医学部又は病院の助教授をもつて充てる。</p> <p>4 主任は、室の業務をつかさどる。</p> <p>第12条の2 病院に、女性のこころとからだの相談室を置く。</p> <p>2 前項の室に、室長を置く。</p> <p>3 室長は、医学部又は病院の教授、助教授又は講師をもつて充てる。</p> <p>4 室長は、室の業務をつかさどる。</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>第13条 病院に、病院運営に関する重要事項を協議するため、協議会を置く。</p> <p>2 協議会は、診療科の科長、中央診療施設の部長及びセンター長、薬剤部長、事務部長並びに看護部長をもつて組織する。</p> <p>3 前項に掲げるもののほか、病院長が必要と認めるときは、協議会の議を経て、医学部又は病院の教授、助教授又は講師を加えることができる。</p> <p>4 協議会の議事の運営に関する事項は、協議会の議に基づき病院長が定める。</p> <p>(後略)</p>	<p>2 外来医長及び病棟医長は、<u>医学研究科、医学部</u>又は病院の講師をもつて充てる。ただし、やむを得ない事情があるときは、病院の助手をもつて充てることができる。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第11条 薬剤部に、薬剤部長及び副薬剤部長<u>5名</u>を置く。</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>4 副薬剤部長は、1名は<u>医学研究科、医学部</u>又は病院の助教授又は講師を、1名は<u>医学研究科、医学部若しくは病院の助教授若しくは講師又は薬学研究科の教授、助教授若しくは講師</u>を、他の3名は技術職員をもつて充てる。</p> <p>5 } (同左)</p> <p>第12条 }</p> <p>2 前項の室に、主任を置く。</p> <p>3 主任は、<u>医学研究科、医学部</u>又は病院の助教授をもつて充てる。</p> <p>4 }</p> <p>第12条の2 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 室長は、<u>医学研究科、医学部</u>又は病院の教授、助教授又は講師をもつて充てる。</p> <p>4 }</p> <p>第12条の3 } (同左)</p> <p>第12条の4 病院に、<u>診療報酬業務センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>前項のセンターに、センター長を置く。</u></p> <p>3 <u>センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。</u></p> <p>4 <u>センター長は、センターの業務をつかさどる。</u></p> <p>第13条 (同左)</p> <p>2 <u>協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</u></p> <p>附 則 この規定は、平成18年4月1日から施行する。</p>